

令和6年(ラ)第2128号 移送申立却下決定に対する抗告事件(原審・新潟地方  
裁判所令和6年(モ)第20号、基本事件・同裁判所令和6年(ワ)第23号)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」及び「訂正申立書」(いずれも  
写し)記載のとおりである。

第2 事案の概要(以下、略語は、新たに定義しない限り、原決定の例による。)

- 1 基本事件(新潟地方裁判所令和6年(ワ)第23号)は、相手方らが、申立人  
が個人相手方ら及び相手方新潟県連の構成員の居住地域を被差別部落と特定し、  
これを複数の記事(本件各記事)にしてインターネット上に公開したこと、個人  
相手方らの氏名をインターネット上に公開したこと等によって、個人相手方らや  
相手方新潟県連の構成員の差別されない権利やプライバシー権が侵害された等  
と主張して、①抗告人に対し、人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求と  
して、本件各記事の削除及びその掲載等の差止めを求めるとともに、②抗告人及  
び申立外(基本事件被告)示現舎合同会社(申立外示現舎)に対し、抗告人につ  
いては民法709条に基づき、申立外示現舎については民法715条に基づき、  
連帯して、損害賠償金として相手方1人当たり220万円及びこれらに対する不  
法行為の後の日である令和6年3月14日(訴状送達の日)の翌日から支払済み  
まで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 抗告人は、民訴法4条1項により、基本事件被告である抗告人の住所地を管轄  
する横浜地方裁判所が基本事件の管轄を有する旨、サーバー設置地である抗告人  
これは謄本である。

令和6年10月7日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 大野 照 平



の住所地が「不法行為があった地」(同法5条9号)である旨及び抗告人は代理人を選任しておらず、新潟地方裁判所への出廷に費用・時間を要し、過度の負担を強いられる旨を主張して、基本事件を同法17条に基づいて横浜地方裁判所に移送するよう申し立てた。

これに対し、原審は、本件移送の申立てには理由がないと判断して、本件移送申立てを却下した。抗告人はこれを不服として、本件抗告を申し立てた。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、抗告人の本件移送の申立てには理由がないものと判断する。その理由は、原決定を次のとおり補正し、後記2のとおり抗告理由に対する判断を加えるほかは、原決定「理由」欄の「第2 当裁判所の判断」2(原決定1頁25行目から同3頁2行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原決定中の「申立人」を「抗告人」に、「相手方ら(相手方新潟県連を除く。)」を「個人相手方ら」にそれぞれ読み替える。)

(原決定の補正)

- (1) 原決定2頁8行目の「本件各記事を閲覧した地は「不法行為があった地」に含まれ得るし、」を削る。

- (2) 同頁17行目冒頭から同頁19行目末尾までを次のとおり改める。

「しかし、前記のとおり、相手方らの住所地を管轄する新潟地方裁判所は、財産上の訴えにおける義務履行地(民訴法5条1号)として基本事件の土地管轄を有しており、また、裁判所が相当と認めるときは、音声の送受信による通話の方法により弁論準備手続期日における手続を行うこと(同法170条3項)や、書面による準備手続を行うこと(同法175条)など負担を軽減する方策も考え得ることを考慮すると、抗告人が主張する事情や、現時点において想定される基本事件の審理内容を踏まえても、抗告人が基本事件の訴訟追行に当たって過度の負担を強いられることになると認めることはできない。」

- (3) 同頁20行目冒頭から同頁25行目末尾までを削り、同頁26行目の「(5)」

を「(4)」に改める。

## 2 抗告理由に対する判断

(1) 抗告人は、相手方らと抗告人との間には資力に大きな差があるにもかかわらず、抗告人に遠方の裁判所への出頭を強いることは当事者間の衡平を害する旨主張する。しかし、補正後の原決定にて説示するとおり、裁判所が相当と認めるときは、音声の送受信による通話の方法により弁論準備手続期日における手続を行うこと（民訴法170条3項）や、書面による準備手続を行うこと（同法175条）など負担を軽減する方策も考え得ることを考慮すると、抗告人が主張する事情や、現時点において想定される基本事件の審理内容を踏まえても、基本事件の訴訟追行に当たって、抗告人が過度の負担を強いられることになるとまではいえない。したがって、本件において、当事者間の衡平を図るために横浜地方裁判所に基本事件を移送する必要があるとは認められず、抗告人の上記主張は採用することができない。

(2) その他、抗告人が主張する事情は、いずれも当裁判所の判断を左右しない。

3 以上によれば、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和6年10月4日

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

三

角

比



裁判官

大

野

晃



裁判官

内

海

雄

